

区分		申請書・添付書類
指定医療機関等 以外で受診	医科（入院・入院外）	・申請書（様式連番 3 - 11）
	歯 科	・領収書（原本）
	調 剤	・診療（調剤）報酬明細書（レセプト） （写し） 領収書で明細がわかれば不要 ・公的医療保険の被保険者証等のコピー
現物給付の対象 とならないもの	介 護（医療系）	・申請書（様式連番 3 - 11） ・領収書（原本） ・介護保険のサービスの内容を記載した書類（介護保険の介護給付費明細書）（写し） ・介護保険の被保険者証のコピー
	治療用装具	・申請書（様式連番 3 - 11） ・医師の診断書又は装着証明書（写し可） ・保険者の支給決定通知（原本） ・領収書（写し可）
	柔道整復 【本人が申請する場合】	・申請書（様式連番 3 - 11） ・施術明細書（レセプト）（写し可） ・領収書（原本） ・公的医療保険の被保険者証等のコピー
	【施術所が医療費を委任受領する場合】 請求の方法は 2 種類	<p>【請求方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養費支給請求書等（レセプト）（原本） 施術所が、国民健康保険団体連合会等に療養費を請求する際に作成する「療養費支給申請書等（レセプト）」と同様のものを申請書とみなす。 上記レセプト上で、「神奈川県知事」に対して自己負担分を請求していることが読み取れること <p>【請求方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書（様式連番 3 - 12） レセプトのコピーの添付があれば、申請書の「施術の内容」欄への記入は不要

現物給付の対象 とならないもの	あんま・マッサージ 指 圧、はり・きゅう 【本人が申請する場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式連番 3 - 11） ・医師の同意書(写し)又は保険者の支給決定通知書 ・領収書（原本） ・施術明細書(レセプト)（写し可） ・公的医療保険の被保険者証等のコピー
	【施術所が医療費を委任受領する場合】 請求の方法は 2 種類	<p>【請求方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費支給請求書等（レセプト）（原本） 施術所等が、国民健康保険団体連合会等に療養費を請求する際に作成する「療養費支給申請書等（レセプト）」と同様のものを申請書とみなす。 上記レセプト上で、「神奈川県知事」に対して自己負担分を請求していることが読み取れること ・医師の同意書（写し可） 医師の同意について、上記レセプトから読み取ることができる場合は省略可
		<p>【請求方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式連番 3 - 12） レセプトのコピーの添付があれば、申請書の「施術の内容」欄への記入は不要 ・医師の同意書（写し可）
	移 送	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式連番 3 - 11） ・移送を必要とする旨の医師証明書又は保険者の支給決定通知（移送方法、領収書内訳等を記載又は添付）
海外において療養等を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式連番 3 - 11） ・保険者の支給決定通知 ・保険者等に提出した証拠書類（領収書、明細書等）の写し 	